

高松市総合都市交通推進協議会規約

平成28年7月5日

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の実施に関し必要な協議、調整等を行うため、高松市総合都市交通推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 推進協議会は、事務所を香川県高松市番町一丁目8番15号高松市役所内に置く。

(業務)

第3条 推進協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 幹線鉄道等活性化事業の実施に係る連絡調整に関すること
- (2) 幹線鉄道等活性化事業の実施に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 推進協議会は、高松市総合都市交通計画推進協議会条例（平成24年高松市条例第3号。以下「条例」という。）に規定する協議会の委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会の会長及び副会長は、条例第5条の規定により定められた委員をもって充てる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職を代理する。
- 3 高松市総合都市交通計画推進協議会において、会長及び副会長が置かれていない期間については、前会長があらかじめ指定する委員がその職を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 推進協議会で協議が整った事項については、推進協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 推進協議会の業務を処理するため、推進協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、高松市都市整備局都市計画課内に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第9条 推進協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行うものに移管するものとする。

(監査)

第10条 推進協議会に監査委員を1名置く。

- 2 推進協議会の出納監査は、会長が別に定めた監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 推進協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(推進協議会が解散した場合の措置)

第12条 推進協議会が解散した場合には、推進協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月16日から施行する。